

岩手県告示第15号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和元年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
遠野市	当該市町村で定める場所	令和元年6月17日（午後）から同月21日（午前）まで
八幡平市	〃	令和元年7月2日から同月5日まで
岩手町	〃	令和元年7月9日及び同月10日
滝沢市	〃	令和元年7月11日及び同月12日
岩泉町	〃	令和元年7月17日（午後）から同月19日（午前）まで
洋野町	〃	令和元年7月22日（午後）から同月24日まで
軽米町	〃	令和元年7月25日
二戸市	〃	令和元年7月30日から同年8月2日（午前）まで
久慈市	〃	令和元年8月19日（午後）から同月23日（午前）まで
九戸村	〃	令和元年8月27日（午後）及び同月28日（午前）
葛巻町	〃	令和元年8月28日（午後）及び同月29日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター